

個人情報適正管理規程

株式会社 グロリー イー・ピー・ビー

1_ 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業担当者とする。

個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

2_ 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う前項1に記載する事業所内の職員に対し、

個人情報取扱いに関する教育・指導を 年1回実施することとする。

また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3_ 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、

その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を

遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は、求職者等への周知に努める事とする。

4_ 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合に

ついては、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をする事とする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

代表者 京崎安行